

施設等利用給付認定申請の求職に関する申立書

(宛先) 東温市長

1. 現在、求職中のため、「就労証明書」を提出できませんが、施設等利用給付認定を受け、施設等利用給付を受けられる場合には、当該給付開始後、90日以内に就職をし、「就労証明書」を速やかに提出します。

なお、この期間に就職をせず、他の保育の利用を必要とする事由にも該当しない場合は、その月の末日に施設等利用給付認定を取り下げます。

また、施設等利用給付認定の取り消し及びそれに伴う施設等利用の費用が発生することに異議はありません。

2. 求職活動の状況・予定について次のとおり申し立てします (a～dのうち該当するすべての□にレをしてください)

a 就職が内定している

☐ すでに就職が内定しているが、「就労証明書」や「内定証明書」が未だ取得できない

(取得できる見込みの時期：令和 年 月 日頃)

b 求職活動中である

現在、下記のとおり求職活動を行っている (複数回答可)

☐ すでに採用試験を受けている又は近いうちに受ける予定である (面接を含む)

☐ 会社説明会に参加している 直近3か月の間に 回

☐ 公共職業安定所に行っている 週・月に 回

☐ 求人誌、インターネットなどで仕事をさがしている

☐ 就職あっせん機関に登録をし、仕事をさがしている

c 起業

☐ 起業準備をしている (事業の内容：)

(起業の時期：令和 年 月 日頃 を予定)

d 現在は、就職活動をおこなっておらず、

☐ 入園までに就職活動をはじめる予定である

☐ 入園後、本格的に就労先をさがすことにしている

上記のとおり、相違ありません。

令和 年 月 日

氏名 (就労予定者)